令和８年度（２０２６年度）熊本県口腔保健支援センター専門員募集案内

１　職　　名

熊本県口腔保健支援センター専門員

２　職務内容

熊本県口腔保健支援センターに係る用務

(1) 市町村に対する技術的な指導及び助言
(2) 歯科口腔保健推進のための人材育成
(3) 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発及び調査研究
(4) その他、歯科口腔保健の推進に関すること

３　採用予定人数

1人

４　勤務条件

(1) 職の区分：地方公務員法第２２条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員の職
(2) 任用期間：令和９年（２０２７年）１月４日～令和９年（２０２７年）３月３１日
※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。
(3) 勤　務　地：熊本県口腔保健支援センター（熊本県庁　健康づくり推進課）
(4) 勤務時間：１か月につき２０日以内、１週間につき２９時間以内とし、１日の勤務時間は６時間又は５時間
(5) 休憩時間：１２：００～１３：００
(6) 休　日　等：土、日、祝日
(7) 休　暇　等：年次有給休暇　あり（６か月間継続勤務した場合）
※ その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（保育時間等）あり
(8) 報　酬　等：①報酬日額　６時間　7,974円～8,656円、５時間6,645円～7,213円
②通勤費用　実費相当額を支給
※１ 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。
※２ 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。（条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。）
(9) 社会保険：地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
(10) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
(11) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は１月です。その間、その職務良好な成績で遂行したときに正式採用となります。 但し、採用後１か月間の勤務日数が１５日に満たない場合は、その日数が１５日に達するまで条件付採用期間を延長します。
(12) 地方公務員法の適用：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
・服務の宣誓
・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
・信用失墜行為の禁止
・秘密を守る義務
・職務に専念する義務
・政治的行為の制限
・営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

(13)退職に関する事項：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による

5　受験資格

(1) 歯科衛生士又は歯科医師の免許有する方
(2) 普通運転免許を有する方
(3) パソコンの基本操作技術（文書、表計算等）を有する方

※　次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6　試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

7　試験日程等

(1) 日　　時：令和８年（２０２６年）１２月２日（火）午前１０時（午前９時５０分着席）
(2) 場　　所：熊本県防災センター　１０２会議室
(3) 合格発表：令和８年（２０２６年）１２月３日（水）午前１０時

8　応募方法

(1) 応募者は、令和８年（２０２６年）１１月３０日（月）までに、「①採用試験申込書」「②受験票を貼った官製はがき」「③歯科衛生士免許又は歯科医師免許」「④普通運転免許証のコピー」を健康づくり推進課がん対策・歯科保健推進班へ持参又は郵送してください。
（ハローワークを通じて申し込む場合は、ハローワークの「紹介状」を添付してください。）
(2) 持参の場合、受付時間は、平日８：３０～１７：００までです。
(3) 郵送の場合、必ず特定記録郵便としてください。
なお、令和８年（２０２６年）１１月３０日（木）必着とします。
(4) 応募者が５人に達した場合は、上記期間内でも申込みを締め切ります。

9　採用方法等

(1) 合格者については、「会計年度任用職員任用者名簿」に登載し、令和９年（２０２７年）１月４日以降、採用が必要な時期に成績の上位者から順次採用します。
(2) 合格の有効期間は、合格発表の日から令和９年（２０２７年）３月３１日までとしますが、有効期間内の会計年度任用職員任用者数が名簿登載者数よりも少ない場合は、採用されないこともあります。

10　試験結果の開示について

この採用試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。

受験者本人が①受験票又は合格通知書及び②本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、提供可能期間中の午前８時３０分から午後５時１５分までの間に直接提供場所へお越しください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受付をすることができません。

なお、電話、メール、郵便等による情報の求めに対しては提供できません。

提供を求めることができる人	提供する内容	提供可能期間	提供場所
受験者本人	総合順位及び総合得点	合格発表の日から１か月間	健康づくり推進課（県庁行政棟新館2階）

【連絡先】〒８６２－８５７０
熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号
健康福祉部健康づくり推進課がん対策・歯科保健推進班
電話：０９６－３３３－２２０８